

平成26・27年度津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書提出要領

本年度は、一斉更新の年度で、全業者（平成24・25年度登録業者及び新規資格申請業者）が対象になります。

1 主な申請要件

津山市財政部契約監理室で公表されている「平成26・27年度 津山市入札参加資格申請要領（市内業者用）」の「1．一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者」で示されている要件のほか、以下の要件が必要となります。

- （1）建設業法第3条の規定による管工事業及び水道施設工事業の許可を受けていること。
- （2）津山市水道局の指定給水装置工事事業者であること。
- （3）津山市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を設置していること。
- （4）水道関連団体に加盟していること。
- （5）配水管技士又は配水管技能者3人以上、かつ、給水装置工事主任技術者2人以上を常勤で雇用していること。

なお、「配水管技士又は配水管技能者」と「給水装置工事主任技術者」とは、同一の者が兼ねることができます。

上記「配水管技能者」は、社団法人日本水道協会が行う配水管工技能講習会を修了し、一般継手管及び耐震継手管の配水管技能者として配水管技能者名簿に登録された者。

2 申請書類

津山市財政部契約監理室に提出する申請書類一式（「津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事用）」ほか書類一式）と同じ要領で提出してください。

入札参加資格申請書、誓約書の宛名を「津山市水道事業管理者」に書き改めて、ご提出ください。

- ・ 提出書類のうち、原本の指定については津山市財政部契約監理室の提出要件と同じです。
- ・ 上記申請書類のほか、「資格取得者名簿」を併せてご提出ください。

資格取得者名簿の様式は、水道局ホームページからダウンロードできます。

- ・津山市の発行する納税証明書は、財政部税制課で証明したもので、平成26年3月25日以降のものを提出してください。（平成26年4月1日以降に税制課で証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）

2週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、その「領収証書又は引落記帳済の通帳」を持参のこと。

3 特記事項

- ・平成26年度の入札参加資格申請に必要な「**経営事項審査の総合評価値通知書**」（以下「**通知書**」といいます。）については、**審査基準日が平成24年8月1日から平成25年7月31日のもの及び最新のものを添付のこと。格付けについては、平成24年8月1日から平成25年7月31日の審査基準日のものを用いて行う。**

有効期限は、建設業法第27条の23及び同施行規則第18条の2により、審査基準日から1年7ヶ月と定められています。有効期限切れとならないように、入札参加資格申請後も経営事項審査を受けてください。なお、有効期限が切れていると、指名や契約が出来ません。また、応札を無効とすることになるので充分注意してください。

- ・「**資格取得者名簿**」の作成要領（市にない様式で、水道局が独自に求める必須資料）

1) 資格証明の写しを必要とします。

水道関係の資格証の写しの添付忘れに注意。

有効期限の確認をしますから、カード状の資格証（配水管技士資格認定証、配水管技能者登録証）の写しを添付してください。

2) 記入する資格の種類（資格区分）は、次のとおりです。

- ・給水装置工事主任技術者（水道法）
- ・配水管技士（日水協）
- ・配水管技能者（日水協）
- ・1級・2級土木施工管理技士（建設業法）
- ・1級・2級管工事施工管理技士（建設業法）
- ・技術士（技術士法）

3) 資格者の顔写真を貼付してください。

技術者の本人確認、現場でのスムーズな指示伝達のため。

写真は、申請前6ヶ月以内のもので、白黒、カラーは問いません。デジタルカメラで撮影、プリントアウトされたものでもかまいません。

4) 提出書類の一番上になるように綴って提出してください。

●建設業許可申請書様式の「選任技術者証明書」のコピー

- 1) 資格証明の写しを必要とします。
- 2) 入札参加資格申請書の添付書類として提出していただく「営業所の選任技術者一覧」の確認資料となる重要なものですので、必ず添付してください。

4 申請書の提出先及び受付期間

【申請書の提出先】 津山市水道局 業務課 庶務係（電話 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 0 4）

提出は、持参に限る。郵送では受け付けない。

【受付期間】 平成26年4月1日（火）～4月21日（月）（休日を除く執務時間中）

執務時間は、8:30から17:15です。